議会基本条例の検証報告(要点)

太宰府市議会では、太宰府市議会基本条例(平成26年4月1日施行)第15条の規定に基づき、 条例どおりに実施できているかを議会運営委員会において検証しました。

今後は検証結果に基づき、議会運営を行っていくとともに、市民の期待に応えられる議会となる よう取り組んでいきます。

	見出し	評価	主な取り組み状況	主な課題
_	(前文)	評価対象としない	_	_
第1条	(目的)	評価対象としない	_	_
第2条	(議会の活動原) 則	В	○平成28年8月、中学校給食調査研究特別委員会から市長 へ「中学校給食の今後のあり方についての要望書」を提出 した。	○政策提言、政策立案、条例提案について、機能強化を図っていく。
第3条	(議長及び議員) の活動原則	評価対象 としない	_	_
第4条	/情報発信及び 広報広聴の充 実	В	○意見交換会開催実績 第1回(H26)延44名 第2回(H27)延28名 第3回(H28)延28名 第4回(H30)延200名 第5回(H30)延122名 *第4回は、市議会解散に伴い開催できなかったH29年分。	○意見交換会の開催回数、内容、対象について引き続き検討 する。
第5条	(会議の公開及) び制度の活用)	В	○本会議、常任委員会、特別委員会は条例どおりに公開している。○参考人制度、公聴会制度を実施するような案件はなかった。	○障がい者の傍聴環境の整備と必要資料の提示を検討 する。
第6条	議会及び議員 と市長等との 関係	А	○問責決議、辞職勧告決議、不信任決議を提出した。 ○一般質問は一問一答方式とし、傍聴者にも内容がわかりや すくなるように心がけている。	○会派代表質問は、会派同士で重複しないように調整を行 い、効果的・効率的な質問に努める。
第7条	(政策形成過程) の説明	В	○政策等の案件内容に応じ、必要な事項の説明を質疑や質問により求めている。	○引き続き、各審査の際に説明を求めていく。
第8条	(自由討議)	С	○委員会のなかで自由討議の時間を設定しているが、積極的に行われていないのが現状。○本会議、委員会以外での議論は活発になりつつある。	○討論は活発に行っているものの、自由討議については、十 分に活用できておらず、検討課題である。
第9条	(委員会の運営)	А	○委員会条例に基づき適正に運営されており、執行部においても委員会開催日程を利用し、委員会や協議会において迅速な報告を実施している。	○各委員会が議会閉会中の広聴活動をより活発に取り組む。
第10条	体制整備及び 充実	В	○全議員が年2~3回の研修会に参加するとともに、会派や 議員各自で研修会に参加している ○専門家を招いて議員研修会を行った。	○議員研修においては、引き続き組織内部の専門家等も視野に入れ、積極的に開催する。 ○不測の災害に備えるため、BCP(自然災害などへの対応を定めた計画)作成に向けて、調査・研究を行う必要がある。
第11条	(政治倫理)	А	○政治倫理条例制定特別委員会において、平成29年4月1日施行した。○条例に従い、政治倫理審査会を開催し厳正なる審査を行った。H29年度:2回、H30年度:2回	○これまでどおり順守していく。
第12条	(政務活動費)	А	○内容については基準を明確にし、収支報告書や領収書をホームページで公開している。	○政務活動費を有効活用し、政策立案につなげていく。 ○視察や研修の報告書について、出張した議員全員が所見 欄を記載するよう努める。
第13条	(議員定数)	А	○平成21年6月に太宰府市議会議員定数問題特別委員会の 設置を行った。その後、平成22年6月に太宰府市議会議員 定数条例の一部を改正する条例を議員発議で行い、20名 が18名になった。	_
第14条	(議員報酬)	А	○議員が連続する2回の定例会の会議すべてを欠席した場合、翌月以降の報酬を支給しないことを条例に規定した。 (H28年)	_
第15条	(条例の検証及) び見直し手続)	А	○条例制定後、4年目に7回開催し検証した。(H30.12.17現在)	○毎年点検を行いながら、4年を目途に検証を行う。 ○現時点では運用することに重きをおき、条例等の改正は不要と思われる。
評価の見方 A:できている。これまでどおり行う。 B:できている。ただし、改善が必要 C:できていない。検討を要する。 D:できていない。条例改正が必要。 E:その他			改善が必要 C:できていない。検討を要する。	

議会基本条例の検証報告の詳しい内容につきましては、太宰府市議会のホームページをご覧ください。



議会基本条例の検証報告の詳しい内容につきましては、

太宰府市議会のホームページをご覧ください。





